放射線医学研究所規制支援審議会の設置について

令和6年4月1日令06放(規則)第2号

(設置目的)

第1条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務のうち、原子力規制委員会が その業務を共管する放射線医学研究所(以下「研究所」という。)が実施する規制に関連 した研究及び業務(放射線の影響や防護に関する研究あるいは被ばく医療研究又は原子 力防災に関連する研究及び業務。人材育成等を含む。以下「規制関連研究等」という。) の中立性・透明性の確保に係る事項を審議するため、放射線医学研究所規制支援審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、規制関連研究等を十分な中立性と透明性を保って実施するために放射 線医学研究所長(以下「所長」という。)が定める自己規制基準の妥当性やその適切な運 用について審議する。

(審議会の組織)

- 第3条 審議会は、所長が審議に必要な見識を有するものとして委嘱する外部委員をもって構成する。なお、委員の選任にあたっては主務官庁の確認を得ることとする。
- 2 審議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の開催)

- 第5条 委員長は1年に1回以上審議会を開催 (Web 会議その他対面によらない方法を含む。 以下同じ。) する。
- 2 委員長に事故がある場合又は審議会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した者(以下「委員長代理」という。)がその職務を代理する。
- 3 審議会は、委員長又は委員長代理のほか、委員総数の過半数の出席がなければ開催する ことができない。
- 4 審議会の議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員 長の決するところによる。
- 5 緊急に審議が必要な場合その他委員長が必要と認める場合には、書面又は電子メール による参加をもって審議会の開催に代えることができる。

(審議内容の報告等)

- 第6条 委員長は、審議会で審議した事項のうち、特に重要な内容に関して、所長に報告しなければならない。
- 2 委員長は、審議会で審議し決定した事項のうち、研究所の運営において改善が必要と認められる内容に関して、所長に助言又は勧告することができる。
- 3 審議会の資料や審議結果は、原則として公表する。ただし、審議の結果、機密事項が含まれるものと確認した場合を除く。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、研究所研究推進室が行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

第2条 量子生命・医学部門規制支援審議会の設置について(令03生(規則)第13号) は、廃止する。